

# 下野市 行政評価市民評価 ヒアリング資料

〔 平成23年度 〕

平成 23 年 11 月

下野市 総合政策部 総合政策課



## 評価シート一覧

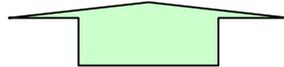
事業数	担当部	担当課	事務事業名	事務事業番号	頁番号
1	総合政策部	庁舎建設準備室	庁舎建設事業	497	1
2	市民生活部	生活安全課	市内循環バス運行整備事業	213	3
3		環境課	環境基本計画策定事業	388	5
4		生活安全課	市営墓地造成事業	396	7
5		生活安全課	消防団運営事業	403	9
6	教育委員会	学校教育課	小学校給食共通管理事業	24	11
7		学校教育課	小学校コンピュータ管理事業	27	13
8		教育総務課	古山小学校校舎改修事業	39	15
9		南河内公民館	南河内公民館管理運営事業	59	17
10		国分寺図書館	国分寺図書館管理運営事業	71	19
11		スポーツ振興課	運動場管理事業	79	21
12		文化課	史跡下野国分寺跡保存事業	98	23
13		文化課	下野薬師寺歴史館管理運営事業	103	25
14	産業振興部	農政課	担い手支援事業	116	27
15		農政課	県単独農業農村整備事業	136	29
16		商工観光課	雇用支援対策費	158	31
17	建設水道部	区画整理課	まちづくり交付金事業	179	33
18		建設課	市道南12号線道路整備事業	194	35
19		建設課	市道石2-15号線道路整備事業	207	37
20		建設課	市道国5058号線道路整備事業	209	39
21		都市計画課	下古山地内公園整備事業	216	41
22		水道課	水道施設維持管理事業	415	43
23	健康福祉部	健康増進課	健康づくりトレーニング事業	226	45
24		健康増進課	健康増進事業	233	47
25		子育て支援センター	子育て支援センター事業	278	49
26		吉田保育園	吉田保育園事業	280	51
27		社会福祉課	日常生活用具給付等事業	304	53
28		こばと園	こばと園事業	319	55
29		高齢福祉課	配食サービス事業	321	57
30		高齢福祉課	ねたきり老人等紙おむつ購入券給付事業	330	59

※ 事業順は各部ごとの章・節・施策順

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	庁舎建設事業		所管部課	総合政策部	庁舎建設準備室
意 図	庁舎建設委員会での検討を経て策定された基本構想をもとに、基本計画を策定し、下野市の将来を見据えた、経済的・機能性を重視した庁舎建設を目指す。				
事業概要	庁舎建設基本計画、基本・実施設計策定業務、用地買収、本体建設工事及び関連工事				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	章 6 市民と行政の協働による健全なまちづくり	節 2 行財政運営の充実	施策 3 庁舎建設	
	事業種別	<input type="radio"/> 市単独事業	<input type="radio"/> 施設整備や基盤整備等の建設事業	<input type="radio"/> 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
事業内容	新規・継続	継続			
	事業詳細・手段	<p>(事業概要)</p> <p>用地取得 24,000㎡          庁舎面積 9,000㎡          附属棟 3,000㎡          外構工事 20,000㎡          付帯設備・備品 一式          設計・監理 一式</p> <p>建設に当たっては、合併特例債対象事業として、特例債の活用と一般財源(庁舎等整備基金)により建設事業費を賚う。</p>			
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体			
	事業量・頻度	H22 基本計画策定 5,335千円 地区計画決定等支援及び交通解析 8,190千円 H23 基本設計策定 63,788千円 用地測量調査 5,345千円 地質調査 6,510千円 文化財調査 2,386千円 H24 用地取得 530,000千円 補償費 20,000千円 実施設計 77,458千円 H25 実施設計(建築) 97,754千円	造成費 8,200千円 関連工事設計 8,915千円 H26 建築工事 1,665,000千円 監理 32,085千円 関連工事 41,800千円 H27 建築工事 1,665,000千円 付帯設備・備品等 300,000千円 外構工事 400,000千円 監理 40,000千円 (端数調整)		
	総事業費(経費内訳)	・基本計画策定 5,335千円 ・地区計画決定等支援及び交通解析業務 8,190千円 ・現況調査測量 2,940千円 ○用地取得(造成費・補償費等含む)600,000千円 ○文化財調査 2,386千円 ○庁舎建設(基本計画) ・庁舎、附属棟建設工事費 3,330,000千円 ・外構工事費 400,000千円 ・付帯設備・備品 一式 300,000千円	・設計監理料 320,000千円		
	年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	497
	13,525	78,029			

○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



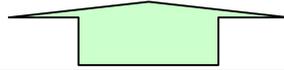
事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">高い</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">低い</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
	高い	<input checked="" type="checkbox"/>				
低い	<input type="checkbox"/>					
<p>庁舎建設は、老朽化が進む3庁舎における耐震性の課題をはじめ、狭隘による効率化の阻害や分庁方式の弊害（複数にまたがる用件に1庁舎で対応できない）などに対応するためにも重要なものであり、建設にあたっては長期的視野での経済性・機能性に配慮し、市民サービスの向上や業務効率化による経費削減、さらに有利な財源を活用するなど検討され、総合計画に位置づけられています。</p>						
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">高い</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">低い</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
	高い	<input checked="" type="checkbox"/>				
低い	<input type="checkbox"/>					
<p>この事業は、平成20年3月に市民参加による「下野市庁舎建設委員会」や平成21年12月に設置された「市議会庁舎建設特別委員会」などにおいて、慎重な協議の結果、「庁舎建設基本構想」が策定されたものです。事業休止の場合は、市民へのワンストップサービスや効率的な行政事務の改善が困難になるとともに、分散、老朽化した現庁舎の新たな維持管理を要することから、今後もスケジュールどおり推進する必要があります。</p>						
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">高い</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">低い</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
	高い	<input checked="" type="checkbox"/>				
低い	<input type="checkbox"/>					
<p>事業の実施にあたっては、有利な財源の活用期限を考慮し、庁舎における市民サービスや事務効率の向上を図るため、住民参加型ワークショップなどにより、市民が求める庁舎の姿を具現化しながら実施していきます。</p>						

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	市内循環バス運行整備事業		所管部課	市民生活部	生活安全課
意 図	公共交通サービスを再編することで、地域のニーズに合った利用される生活交通を創る。				
事業概要	市内デマンドバスの運行				
事業内容	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	章 3 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり	節 2 人に優しい交通環境の整備	施策 2 人に優しい交通環境の整備	
	事業種別	○ 市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
	新規・継続	継続			
事業内容	市の関与のあり方	市が事業主体			
事業内容	事業量・頻度	デマンドバス運行管理業務委託 ・10人乗りワゴン車3台 ・年間運行日数 360日(年末年始 5日間を除く) ・午前7時から午後5時まで ・運賃 大人(中学生以上)300円、小学生200円、未就学児無料、エリア間の乗継200円			
事業内容	効率性	下野市公共交通整備事業 報酬 264千円 委員報酬 15名分 食糧費 5千円 会議飲物代 委託料 25,000千円 デマンドバス運行管理業務委託料			
事業内容	総事業費(経費内訳)				
事業内容	年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	213
		5,404	37,741		

○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>市内循環バス運行整備事業は、市内の公共交通サービスを再編し、ドア・トゥ・ドア型のデマンドバスとする生活交通の基盤を整備するものです。高齢化社会に対応した移動手段の確保の観点からも必要性は高く、高齢者等の外出機会を提供し、生活環境の質の向上を図るため実施される予定とし、総合計画に位置づけられています。</p>	
熟度・ 緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業は、平成20年度から調査研究・検討され、平成23年度より本格的に運行開始の予定です。事業の縮小は、高齢者や障がい者等の交通手段の支援が低下することになります。</p>	
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業は、運行业者（タクシー事業者）に委託する予定ですが、民間事業者の運営ノウハウをこの事業に取り入れ、市民サービスの向上を図り、今後とも事業の内容充実に取り組みでいきます。</p>	

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	環境基本計画策定事業			所管部課	市民生活部	環境課
意 図	環境基本条例は環境基本法に倣い、自らの地域における環境行政の基本となる事項を条例として定めるものです。また、環境基本計画は環境基本法第15条に基づき、国が環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策の大綱を定めたもので、これに準じて地方公共団体でも策定しております。下野市においても本市の特性を生かした環境基本計画を策定することといたしました。					
事業概要	環境審議会、庁内会議、環境基本計画策定委員会を設置し、環境基本条例の制定、環境基本計画を策定する。					
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている				
	根拠法令等	環境基本法				
	事業種別	○ 市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの		
事業内容	新規・継続	継続				
	事業詳細・手段	<p>平成23年度 環境基本計画の策定に先立ち、環境基本条例を制定する。 市民等意識調査(アンケート)、環境基礎調査を実施する。 基本方針・目標等の検討および設定をする。 意識調査、環境基礎調査結果報告書を作成する。</p> <p>平成24年度 環境配慮指針の検討および設定をする。 基本計画素案を作成する。 基本計画素案のパブリックコメントを実施する。 基本計画案を作成する。 環境基本計画、環境基本計画概要版を作成する。</p>				
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体となり、市民、事業者、市民団体、各種関連機関と協働で行う。				
	事業量・頻度	<p>平成23年度 環境審議会 15名 × 3回 環境基本計画策定委員会 15名 × 5回</p> <p>平成24年度 環境審議会 15名 × 3回 環境基本計画策定委員会 15名 × 5回</p>				
	総事業費(経費内訳)	<p>平成23年度 環境審議会報酬 432千円 環境基本計画策定委員報酬 605千円 会議時飲物代 20千円 市民アンケート宛名ラベル印刷費 5千円 環境基本計画策定業務委託料 4,988千円 市民アンケート該当者抽出委託料 48千円</p> <p>平成24年度 環境審議会報酬 372千円</p>				
年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	0	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	6,098	事務事業番号	388

○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



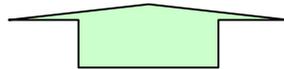
事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>環境基本計画策定事業は、下野市の良好で快適な環境を確保するとともに、環境への負荷の少ない下野市を創りあげていくために、計画の基本方針や施策等に市民の意見を反映し、環境の保全と創造を総合的に進めるための計画を定めるもので、総合計画に位置づけられています。</p>	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>この事業は、市の環境保全と創造を総合的に進めるための基本となる計画です。事業を実施しない場合は、市民、事業者、市民団体、関係機関等と連携がとれず、環境施策の推進が図れなくなります。</p>	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p> <p>この事業は、市民や事業者等との協働を考慮しながら、環境に配慮した行動を実践していきます。</p>	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	市営墓地造成事業	所管部課	市民生活部	生活安全課
意 図	市民の墓地需要に対して、従来から市営墓地が無かった、石橋地区について、市営墓地を新たに造成することで、石橋地区を中心として、長期的・安定的に墓地の供給を図る。			
事業概要	新規の墓地造成に伴う用地買収、設計、工事。			
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている		
	根拠法令等	章 5 豊かな自然と調和した快適な安全でまちづくり	節 1 快適な環境の創造	施策 4 市営墓地の整備
	事業種別	<input type="radio"/> 市単独事業	<input type="radio"/> 施設整備や基盤整備等の建設事業	<input type="radio"/> 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの
事業内容	新規・継続	継続		
	事業詳細・手段	市民の墓地ニーズを把握しながら、適正規模の墓地造成を行う。		
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体		
	事業量・頻度	用地 9,989㎡ 墓地区画 5㎡/区画 区画数 H23 206区画 墓所整備工事 H24 300区画 墓所整備工事 H25 254区画 墓所整備工事 H26 76区画 墓所整備工事		
	総事業費(経費内訳)	総事業費 266,322千円 H20 用地取得費 29,967千円 H21 基本設計業務委託料 4,358千円 H22 実施設計業務委託料 11,760千円 取付道路整備工事 12,883千円 H23 墓地整備工事 127,428千円 H24 墓所工事 36,330千円 H25 墓所工事 33,590千円 H26 墓所工事 10,006千円		
年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	396
	25,168	180,543		

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
○	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



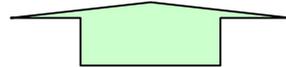
事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>市営墓地造成事業は、石橋地区には無かった市営墓地を造成するものです。周辺地区の期待は大きく需要も見込まれるため、必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>	
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業は、平成20年度に用地を取得し、平成22年度から工事に着手しています。事業を縮小することは、市民の期待に対応できなくなり、市民サービスの低下につながります。</p>	
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>	<p>高い <input type="checkbox"/></p> <p>低い <input checked="" type="checkbox"/></p>
	<p>この事業は、長期的、安定的な供給を図るため、市民ニーズに合った適正規模の墓地造成を行っていきます。</p>	

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	消防団運営事業		所管部課	市民生活部	生活安全課
意 図	災害発生時に、住民の避難・迅速な活動を行えるよう、地域に根ざした消防団が必要となる。				
事業概要	消防団の活動に関する事業				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	章 5 豊かな自然と調和した快適な安全でまちづくり	節 2 安全・安心なまちづくり	施策 2 消防・防災	
	事業種別	○ 市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
事業内容	新規・継続	継続			
	事業詳細・手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員の報酬</li> <li>・消防団員の制服、制帽、作業服等の装備品の支援</li> <li>・各種点検等の行事</li> </ul>			
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体となる。			
	事業量・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員条例定数468名(H23実団員数456名)</li> <li>・消防車両性能検査(5月)</li> <li>・夏季点検(7月)</li> <li>・花火大会雑踏警備(8月)</li> <li>・内点検及びポンプ操法競技会(10月)</li> <li>・通常点検(11月)</li> <li>・防犯防火診断(12月)</li> <li>・春、秋の火災予防週間時 夜警</li> <li>・定期巡回夜警</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢住宅への訪問防火指導</li> <li>・小中学校、保育園等への防火教育</li> </ul>	
	総事業費(経費内訳)	消防団運営事業費 44,777千円 【内訳】 報酬(非常勤職員報酬) 35,627千円 報償費(報償費) 705千円 旅費(費用弁償) 4,882千円 交際費(消防団交際費) 100千円 需用費(消耗品費) 3,183千円 (食糧費) 178千円 役務費(手数料) 57千円 原材料費(原材料費) 45千円			
年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	403	
	43,869	44,777			

○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



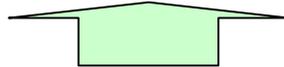
事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>消防団運営事業は、火災や地震、風水害などの災害発生時に、救助、救出活動が迅速に行えるよう、平常時の訓練等を行うものであり、必要性は高く、総合計画に位置づけがあります。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>この事業は、消防団の活動のため団員の装備品等の支援や各種点検を実施しています。また、防災等に関連する広報や啓蒙活動も実施しており、防災業務の要として活動しています。さらに、法令に基づくものであり、事業の休止・縮小はできません。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p> <p>この事業では、退職団員の装備品等を回収し、在職団員へ再び貸与するなど、経費削減を配慮した維持管理を実施しています。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	小学校給食共通管理事業		所管部課	教育委員会	学校教育課															
意 図	・学校給食の維持管理を図り、安全安心な学校給食を児童に提供する。																			
事業概要	小学校12校の学校給食の維持管理																			
事業内容	必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている																	
		根拠法令等	章 1 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり	節 1 次代を担う人材の育成	施策 3 教育内容の充実															
		事業種別	○ 市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの															
	熟度・緊急性	新規・継続	継続																	
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体																		
	事業量・頻度	調理員細菌検査(月2回) 給食室清掃・防虫業務委託(8校) 調理業務民間委託4校 (祇園小、緑小、吉西小、古山小)																		
	総事業費(経費内訳)	<table border="0"> <tr> <td>小学校給食共通管理事業費</td> <td>46,500千円</td> </tr> <tr> <td>共通管理費</td> <td>44,099千円</td> </tr> <tr> <td>(内訳)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  需用費</td> <td>3,054千円</td> </tr> <tr> <td>  手数料</td> <td>162千円</td> </tr> <tr> <td>  委託料</td> <td>40,143千円</td> </tr> <tr> <td>  備品購入費</td> <td>740千円</td> </tr> <tr> <td>各学校配当調理場管理費(12校)</td> <td>2,401千円</td> </tr> </table>				小学校給食共通管理事業費	46,500千円	共通管理費	44,099千円	(内訳)		需用費	3,054千円	手数料	162千円	委託料	40,143千円	備品購入費	740千円	各学校配当調理場管理費(12校)
小学校給食共通管理事業費	46,500千円																			
共通管理費	44,099千円																			
(内訳)																				
需用費	3,054千円																			
手数料	162千円																			
委託料	40,143千円																			
備品購入費	740千円																			
各学校配当調理場管理費(12校)	2,401千円																			
年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	24																
	44,729	45,599																		

○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



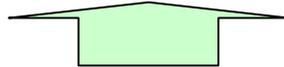
事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					
	<p>小学校給食共通管理事業は、小学校12校における安全安心な学校給食を提供するもので、学校給食は児童の食事について、正しい理解と望ましい食習慣、好ましい人間関係を育成する上で大きな役割を担っているため、必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>					
熟度・ 緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					
	<p>この事業を縮小した場合、食中毒等の発生を抑制するための各種対策等が不足し、安全で安心な学校給食の提供が困難となります。</p>					
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					
	<p>この事業では、調理の民間業務委託等を実施することにより、効率的な経営を図っています。また、各学校での調理業務形態は異なっていますが、市学校栄養士会の活動を参考とし、同一の食育計画に基づき、学校給食の充実に取り組んでいきます。</p>					

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	小学校コンピュータ管理事業		所管部課	教育委員会	学校教育課
意 図	情報教育の充実を図り、児童生徒の情報活用能力を高める。				
事業概要	小学校12校情報機器管理				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	章 1 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり	節 1 次代を担う人材の育成	施策 3 教育内容の充実	
	事業種別	○ 市単独事業		施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの
事業内容	新規・継続	継続			
	事業詳細・手段	児童・教職員にコンピュータ機器を導入し、情報活用能力を図る。 小学校コンピュータ導入台数 889台(教職員1人1台) 全校校内LAN・光回線接続済 南河内地区 358台 石橋地区 307台 国分寺地区 224台 H23国分寺地区PC機器等更新 H24南河内地区PC機器等更新			
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体			
	事業量・頻度	H23年度国分寺地区 小学校PC教室更新 H24年度南河内地区 PC教室更新			
	総事業費(経費内訳)	H24 事業費 55,264千円 修繕料 100千円 委託料 4,090千円 借上料 50,966千円 通信費 108千円			
年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	27	
	50,719	55,264			

○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



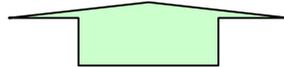
事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>小学校コンピュータ管理事業は、小学校12校の情報機器を一括して管理するものです。機器の更新を定期的に行わないと故障する機器が増加し、結果的に修理費がかさむ結果となり、教育効果や効率が落ちてしまいます。また、教職員の事務合理化を進めることは児童に向かい合う時間を増やすことにつながることから、必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>	
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業は、市の地域情報化推進を受け、小学校における児童の情報処理能力の向上を図るものであり、時代の要請であるとともに今後も必要とされる能力です。</p>	
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業により、情報機器について使用可能な機器等を管理し、再リース・再々リースなどにより、リース費用の削減を図っています。また、新規調達の際には、集約して一括購入ができるため、納入経費及びリース料率の軽減などを行っています。</p>	

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	古山小学校校舎改修事業		所管部課	教育委員会	教育総務課	
意 図	耐震診断の結果、基準より耐震力が低いため耐震補強工事を23年度に実施。築40年が経過し施設の老朽化が著しく、雨漏りトイレの悪臭、使いやすさ等を改善するため、24年度に大規模改修工事を行い教育環境を整備し完了する。					
事業概要	校舎の耐震補強及び大規模改修工事					
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている				
	根拠法令等	大規模地震対策特別措置法				
	事業種別	市単独事業	○ 施設整備や基盤整備等の建設事業	○ 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの		
事業内容	新規・継続	継続				
	事業詳細・手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震補強工事の実施 建物が地震時に壊れにくくするために、建物の弱い部分の柱と柱の間に鋼鉄製の補強材を設置し耐震性を高める。</li> <li>・大規模改修工事の実施 建物外側の屋根の張替え、外壁の塗り替え、内部の床、壁等の張替え、家具の入替え、トイレの造り替え等の大規模な改修</li> </ul>				
効率性	市の関与のあり方	市が実施				
	事業量・頻度	管理教室棟 RC3階建 3,010㎡ 特別教室棟 RC2階建 1,047㎡ の耐震補強工事及び外装の防水改修、給排水施設等の改修  ・管理教室棟は耐震、大規模改修実施済み ・23年度は特別教室棟の耐震補強工事を実施。 ・24年度特別教室棟大規模改修工事を実施し完了する。				
	総事業費(経費内訳)	平成24年度 大規模改修事業費 100,300千円 (内訳) 監理費 3,300千円 工事費 97,000千円				
年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	1,680	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	9,800	事務事業番号	39

○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



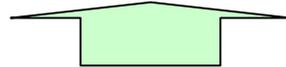
事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>古山小学校校舎改修事業は、新耐震基準による文部科学省の安全基準を確保するための耐震強化を図るとともに、経年による施設改修工事を実施し、教育環境の改善を行うものです。児童が一日の大半を過ごす場であると同時に、災害時には避難場所の一部としての必要性が高く、総合計画に位置づけられた重要な事業である。</p>	
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業を縮小した場合、地震時の危険性が増大し安全性が確保できません。また、老朽化による雨漏りやトイレの悪臭等を改修し、児童の良好な学習環境を確保する必要があります。</p>	
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業の実施にあたっては、夏休みを利用した短期間での施工や工法の検討などを行いながら実施します。</p>	

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	南河内公民館管理運営事業		所管部課	教育委員会	南河内公民館
意 図	地域に根ざした学習課題や生活課題を的確に把握し、あらゆる世代に親しまれる活動を展開するとともに、住民自らが生涯学習の場として積極的に活用できるような施設を目指して生涯学習環境の整備に努める。				
事業概要	公民館講座・教室開設、公民館管理運営				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	章 1 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり	節 2 生涯にわたる学びの機会の充実	施策 1 生涯学習の推進	
	事業種別	○ 市単独事業		施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの
事業内容	新規・継続	継続			
	事業詳細・手段	地域住民の多様なニーズに対応するための公民館講座・教室開設事業を実施するとともに利用者が安全で快適な活動ができるよう施設の整備充実を図り、生涯学習施設として機能の充実と施設利用の促進を図る。			
効率性	市の関与のあり方	下野市南河内公民館が事業主体として講座の開設や管理運営を行い、また、自主サークルへの支援も行っている。			
	事業量・頻度	平成24年度見込み 公民館講座数15講座(教室) 開館日数 283日/年 利用者数 34,000人/年 利用件数 1,700件/年  平成22年度実績 公民館講座数 14講座(受講者延べ人数 1,426人) 開館日数 283日/年 利用者数 32,468人/年	利用件数 1,684件/年  委託について 警備委託 定期清掃委託 3回/年 日常清掃委託 4回/週 当直管理委託		
	総事業費(経費内訳)	南河内公民館管理運営事業	7,427千円		
		報償費	724千円		
		旅費	23千円		
		需用費	2,446千円		
		役務費	181千円		
		委託料	3,763千円		
		使用料及び賃借料	290千円		
年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	59	
	7,136	7,427			

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
○	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



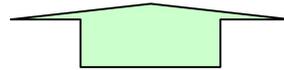
事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>公民館は、社会教育の中核的施設であり、地域を形成していくための拠点施設とする重要な施設です。市民の生涯学習に対する多様なニーズはますます多様化、高度化しており、必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>	
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>公民館は、生涯学習の場として利用されており、一日一日が学習の場であることから事業を遅らせることはできません。事業の縮小は、住民のモラルや連帯感、教育力の低下などの影響が考えられます。</p>	
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>公民館は、講座・教室についてボランティア講師を活用したり、子育て中の母親が講座等に参加できるように、託児ボランティアを募集するなど事業経費を抑制しつつ、市民の参加を促進しています。</p>	

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	国分寺図書館管理運営事業		所管部課	教育委員会	国分寺図書館																	
意 図	<p>○文科省より示された『これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして』に沿った事業運営を目標に、これまで図書館を利用してこなかった人々の利用促進を図る。</p> <p>○市民の自主的学習要求や多様な資料要求・情報要求に応えるため新鮮な資料の受入れを図り、図書館サービスの充実を目指す。</p> <p>○児童の情報を育むための「読み聞かせボランティア」を人的・物的に支援し、強化する。</p> <p>○当図書館はあたたかみのある手作り図書館を目指す。</p>																					
事業概要	国分寺図書館管理運営																					
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている																				
	根拠法令等	図書館法 下野市立図書館設置条例及び運営規則																				
	事業種別	○ 市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの																		
事業内容	新規・継続	継続																				
	事業詳細・手段	<p>①バランスのよい蔵書、図書資料の収集・保存。</p> <p>②県立図書館総合目録横断システムを活用した広域利用の促進。</p> <p>③郷土・行政資料の収集及びインターネットOPACを利用した情報発信。</p> <p>④各種講座やイベント等、図書館主催のソフト事業を展開。</p> <p>⑤子どもの読書活動の推進(学校・各ボランティアの連携を強化し、子ども達に対するサービスの推進)</p>																				
効率性	市の関与のあり方	下野市市立国分寺図書館が事業主体として管理運営を行っている。																				
	事業量・頻度	<p>入館者数 210人/日(平成22年度実績)</p> <p>218人/日(平成24年度見込み)</p> <p>図書館資料等貸出件数</p> <p>355件/日(平成22年度実績)</p> <p>376件/日(平成24年度見込み)</p> <p>開館日数 283日(平成22年度実績)</p> <p>蔵書数 72,051冊(平成23年3月末現在)</p> <p>うち児童書 25,661冊</p> <p>視聴覚資料 3,323点</p> <p>※ 自治医科大学付属病院との連携による、医療に関する図書コーナーを設置。</p>		<p>図書購入予定額 3,909千円</p> <p>購入冊数 2,813点(平成22年度実績)</p> <p>・読み聞かせボランティア養成講座 3回</p> <p>・文学講座 3回</p> <p>管理(委託)</p> <p>・館内清掃 50回/年</p> <p>・空調切替、電気保守等</p> <p>・冷暖房空調設備保守、自家用電気工作物保守等</p>																		
	総事業費(経費内訳)	<table border="1"> <tr> <td>国分寺図書館管理運営事業費</td> <td>5,701千円</td> </tr> <tr> <td>(内訳)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td>80千円</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>1,340千円</td> </tr> <tr> <td>燃料費</td> <td>621千円</td> </tr> <tr> <td>光熱水費</td> <td>2,760千円</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>30千円</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>855千円</td> </tr> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>15千円</td> </tr> </table>				国分寺図書館管理運営事業費	5,701千円	(内訳)		報償費	80千円	消耗品費	1,340千円	燃料費	621千円	光熱水費	2,760千円	役務費	30千円	委託料	855千円	使用料及び手数料
国分寺図書館管理運営事業費	5,701千円																					
(内訳)																						
報償費	80千円																					
消耗品費	1,340千円																					
燃料費	621千円																					
光熱水費	2,760千円																					
役務費	30千円																					
委託料	855千円																					
使用料及び手数料	15千円																					
年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	71																		
	6,397	5,701																				

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
○	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



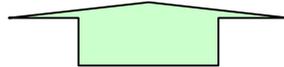
事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>図書館は、幅広い分野にわたり資料を収集しており、教養、レクリエーション、調査、研究のため、市民に多くの情報を提供しています。今後ともバランスの取れた図書の選定・購読に努め、利用者のニーズに応えます。このようなことから図書館の必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>	
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>図書館は、市民が各ライフステージに応じた文化的な生活を維持したり、日常生活上の問題を解決したりする情報を提供していますが、事業の縮小はそれらが困難となり、利用者のニーズに応えられなくなります。</p>	
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>学校図書館や各ボランティア団体との連携等により、計画的な図書の購入や地域の特性を考慮しつつ、利用者のニーズに合ったサービスを実施しています。また、経費削減の一つとして、指定管理者導入等についての検討が行われており、今年度中に図書館協議会から答申が行われる予定。</p>	

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名		運動場管理事業		所管部課	教育委員会	スポーツ振興課
意 図		運動公園の良好な維持管理を行い、スポーツの振興を図ることを目的とする。大松山運動公園、別処山公園、国分寺運動公園その他球場等の6施設となります。種目は、野球、ソフトボール、陸上、サッカー、テニス、ゲートボール等になります。				
事業概要		運動場の維持管理				
事業内容	必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
		根拠法令等	都市公園条例 体育施設条例			
		事業種別	<input type="radio"/> 市単独事業	<input type="radio"/> 施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
	熟度・緊急性	新規・継続	継続			
		事業詳細・手段	運動公園等の維持管理			
	効率性	市の関与のあり方	市が事業主体となる。			
		事業量・頻度	H22年度利用者数 国分寺運動公園 85,000人 大松山運動公園 108,000人 別処山公園 64,000人 その他球場等 166,000人 テニスコート(4施設) 600,000人 東部運動広場(サッカー) 44,000人			
		総事業費(経費内訳)	維持管理費 需用費 27,000千円 消耗品費、光熱水費、修繕費等 手数料 1,000千円 落ち葉等処分費、浄化槽汲み取り料等 委託料 41,000千円 樹木管理費、清掃業務等 原材料費 1,000千円 運動場砂、テニスコート用砂			
	年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	79	
		43,923	73,883			

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
○	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業

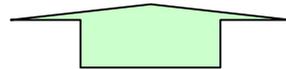


事業推進方針判断に際しての3つの視点	
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>
	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p> <p>運動場管理事業は、市内の運動施設の維持管理を一括して行うものです。市民のスポーツへの取り組みは増加傾向であり、特に高齢者の利用増加が目立っています。市では生涯スポーツを振興し、様々なスポーツ大会やその他行事が開催されており、多くの市民の健康、仲間やまちづくりに不可欠な施設であることから必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>
	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p> <p>この事業の縮小は、各種スポーツの場の提供ができなくなり、ニーズに応えられなくなるほか、体育施設のほぼすべてが災害時の避難場所であり、有事の際の対応が難しくなります。</p>
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>
	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p> <p>この事業では、管理業務の経費削減として、施設への指定管理者制度の導入を検討すると同時に、受益者負担の観点から利用料についても見直しを進めていきます。</p>

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	史跡下野国分寺跡保存事業			所管部課	教育委員会	文化課
意 図	平成11年度の保存整備基本構想策定により、発掘調査を行い、平成18年度からは実施設計に基づき、整備工事を行っている。今後、平成25年度を目途に第Ⅰ期整備を終了する予定である。整備内容等については、史跡整備の指導機関である整備委員会、文化庁・県教育委員会から指導を受けて着手する。この事業は国指定史跡整備に関連した事業であるので、史跡整備及び保護を行う上で必要な事業である。					
事業概要	下野国分寺跡整備委員会の開催。調査報告書・整備報告書の作成。史跡の管理を実施する事業である。					
事業内容	必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
		根拠法令等	(国)文化財保護法 (県)文化財保護条例			
		事業種別	○ 市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
	熟度・緊急性	新規・継続	継続			
		事業詳細・手段	下野国分寺跡の整備に伴う委員会の開催。 文化庁記念物課、県教育委員会文化財課との調整。 発掘調査報告書及び整備報告書の作成。 史跡の管理に伴う除草・清掃作業等。			
	効率性	市の関与のあり方	市が事業の主体者である。国指定史跡整備関連事業なので国・県指導のもと地方自治体が責任を持って実施しなければならない。			
		事業量・頻度	史跡整備委員会の開催(年1回) 下野国分寺跡の整備手法等を検討 国分寺跡見回り監視(年間105日) 公有地(国有地)除草・清掃(4,366㎡) 植栽管理業務(20,000㎡) 作業内容:防除(除草・除草剤散布) 整備業務の進捗に合わせて植栽等が根付くまでの間、植栽管理業務を委託する。 発掘調査報告書の作成			
		総事業費(経費内訳)	平成24年度総事業費 3,474千円 報酬 135千円 賃金 366千円 費用弁償 208千円 旅費 100千円 委託料 2,253千円 需用費 412千円 ※今後、史跡整備が終了する平成25年度までは、現在の見込額で推移する予定である。			
	年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	98	
		2,545	5,161			

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
○	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>史跡下野国分寺跡保存事業は、国指定史跡として国や県の指導の下で発掘調査や保存整備を行う重要な事業です。また、史跡見学者等の利用に対応するため、除草・清掃作業も行っており、必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>	
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業の縮小は、史跡見学者の利用に影響があるほか、国指定史跡のため他地域の管理状況と比較されることが多く、国の文化財として市民に誇れる状況を維持していくことが肝要です。</p>	
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業は、国指定史跡という性格もあり計画的な整備を実施していきます。また、整備工事完了後の管理については、地元協力会やボランティア等の団体を組織し、市民や団体の協力を得るなど、可能な限り管理費を抑制しながら行っていきます。</p>	

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	下野薬師寺歴史館管理運営事業			所管部課	教育委員会	文化課
意 図	国指定史跡である下野薬師寺に関する資料を公開し、整備により復元を行った史跡の解説と活用を図りながら、市民の憩いと歴史に親しむ場としたい。					
事業概要	史跡下野薬師寺跡の調査成果の公開及び歴史に関する資料の展示、解説と施設管理を行い、文化遺産への関心を深める。					
事業内容	必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけられている			
		根拠法令等	(国)文化財保護法 (県)文化財保護条例 (市)文化財保護条例 下野市立史跡公園等展示施設条例 下野市立史跡公園等展示施設条例施行規則 下野薬師寺歴史館嘱託員設置規則			
		事業種別	○ 市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
	熟度・緊急性	新規・継続	継続			
事業詳細・手段		嘱託員・ボランティアによる史跡・展示物の解説 学校の授業との連携、下野薬師寺の歴史に関する事業の実施				
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体である				
	事業量・頻度	週6日開館 開館時間 午前9時～午後5時 入館者数 6,000人 ベニバナ染め体験講座 (全2回) 下野薬師寺ボランティア養成講座(全6回) オリジナルストラップづくり(延べ36日実施) 文化財絵画展(延べ26日開催) 健康ウォーキング講座、史跡まつりの開催 管理(委託)内容 ・史跡地内除草 ・植栽管理業務(8,700㎡)		・火災報知器等機械保守点検		
	総事業費(経費内訳)	平成24年度事業費 10,428千円 (内訳) 報酬 3,840千円 報償費 99千円 需用費 1,582千円 委託料 4,491千円 工事請負費 314千円 原材料費 65千円 備品購入費 37千円				
年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)		平成23年度 決算見込 (単位:千円)		事務事業番号	103
	11,101		10,428			

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
○	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



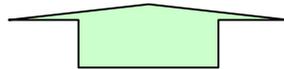
事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>下野薬師寺歴史館管理運営事業は、国指定史跡の下野薬師寺に関する調査結果の公開や史跡の解説と活用を行い、市民をはじめとする利用者への情報提供を行っています。下野薬師寺跡を解説する施設が他には無いことから必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>	
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業の縮小は、下野薬師寺跡を学ぶ機会が激減してしまうことや、道の駅しもつけと連携した周辺史跡の散策等が難しくなります。</p>	
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業の史跡・展示物の解説・施設管理等においては、ボランティア団体の活動が発見に行われており、今後も維持管理コストを意識しながら、市民等の歴史に親しむ場としていきたい。</p>	

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	担い手支援事業	所管部課	産業振興部・農業委員会	農政課
意 図	望ましい農業構造を確立するため、自らの創意工夫に基づき農業経営の改善を計画的に進めようとする者を担い手と位置付けし、重点的に支援措置を講じることに より、担い手の育成確保並びに優良農地の確保を図る。			
事業概要	担い手の確保・育成・支援するための補助事業			
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている		
	根拠法令等	下野市農業振興促進費補助金交付要綱		
	事業種別	市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの
事業内容	新規・継続	継続 担い手の確保・育成・支援するための補助事業		
	事業詳細・手段			
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体 ●認定農業者規模拡大支援事業 ●園芸作物生産支援事業 他の事業主体の支援 ●地域農業担い手組織育成事業		
	事業量・頻度	認定農業者規模拡大支援事業 420,000㎡ 地域農業担い手組織育成事業 JA 2箇所 園芸作物生産支援事業 600,000円×5件		
	総事業費(経費内訳)	平成24年度事業費(見込) ●認定農業者規模拡大 4,200千円 ●地域農業担い手組織育成事業 210千円 ●園芸作物生産支援事業 3,000千円		
年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	116
	10,409	7,311		

○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



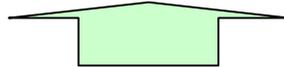
事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>担い手支援事業は、意欲ある農業者の確保や生産農家への規模拡大、農地の集積等を行う事業であり、農業構造を確立するために必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>この事業の縮小は、意欲ある担い手への農地の集積が難しくなり、遊休農地が増加するとともに生産性が減少し、農業経営の改善が図れなくなります。</p>	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p> <p>耕作放棄地対策を推進し、優良農地を確保するため、担い手育成に関する規約の改正や組織体制の見直しを図りながら実施していきます。</p>	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名		県単独農業農村整備事業		所管部課	産業振興部・農業委員会	農政課	
意 図		農業の生産条件や生活環境及び農村環境などの整備、並びに地域資源の保全管理によって、高度の農業生産を確保すると共に農業経営の合理化を図る。					
事業概要		農業生産基盤を整備するため、市が実施主体となり工事を実施する。					
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている					
	根拠法令等	章	2 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり	節	1 大都市近郊農業の振興	施策	3 農業生産基盤の整備
	事業種別	市単独事業		<input type="radio"/> 施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの		
事業内容	熟度・緊急性	新規・継続	新規 国の補助事業に対象とならない小規模な農用地等の整備。市や土地改良区等が事業主体となり工事を実施する。				
	市の関与のあり方	市が事業主体である場合と土地改良区等が事業主体となり、支援(負担金)を行う場合がある。					
効率性	事業量・頻度	①石橋南部ほ場整備内(H23~H30) 農道舗装 L=3,200m、W=5.0m ②江川・五千石ほ場整備地内(H23~H34) 農道舗装 L=4,800m、W=5.0m ③東溜井地区(H25) 農道舗装 L=300m、W=5.0m ④国分寺かんがい排水事業(H24~H25) 排水路整備 L=983m(600×600~900) ⑤農業生産基盤整備(H23~H27) 事業主体:土地改良区		各土地改良区より用排水路施設整備及び施設機能維持回復 3箇所/年 ⑥農村景観形成(H24~H25) ため池修景施設等の整備 新溜・三味場 2カ所 ⑦武名瀬川地区かんがい排水事業(H24) 排水路整備 L=945m(900×900)			
	総事業費(経費内訳)	①石橋南部ほ場整備内 農道整備 80,000千円(10,000千円/年) ②江川・五千石ほ場整備内 農道整備 120,000千円(10,000千円/年) ③東溜井地区 農道舗装(H25) 6,200千円 ④国分寺かんがい排水事業 排水路整備(H24) 20,000千円 排水路整備(H25) 14,100千円		⑤農業生産基盤整備 施設整備・機能回復 1,200千円/年(負担金) ⑥農村景観形成 ため池(新溜)(H24) 10,000千円 ため池(三味場)(H25) 10,000千円 ⑦武名瀬川地区かんがい排水事業 排水路整備(H24) 37,000千円			
年度別事業費	平成22年度 決算(単位:千円)		平成23年度 決算見込(単位:千円)		事務事業番号	136	
	9,352		23,380				

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
○	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業

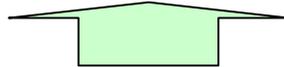


事業推進方針判断に際しての3つの視点	
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>
	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p> <p>県単独農業農村整備事業は、小規模な農用地や農道の整備を行い、農作業の効率化や農業生産性を向上させる事業であり、必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>
	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p> <p>この事業は、農業生産基盤の整備において有益な事業であるが、事業の縮小による整備の遅れは耕作放棄地の拡大につながる恐れがあります。</p>
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>
	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p> <p>この事業の実施においては、地元からの要望を勘案し、主要農道等の整備を行っていきます。また、財政負担軽減のため、県補助等の導入も検討しながら計画的に実施していきます。</p>

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	雇用支援対策費		所管部課	産業振興部・農業委員会	商工観光課
意 図	奨励金を交付することで、市内在住者の雇用機会を増大させる。				
事業概要	雇用機会の増大と雇用の安定を図るため、市内に住所を有する者を雇用した市内の事業主に対し、雇用奨励金を交付する。				
事業内容	必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている		
		根拠法令等	下野市雇用奨励金交付要綱		
		事業種別	<input type="radio"/> 市単独事業	<input type="radio"/> 施設整備や基盤整備等の建設事業	<input type="radio"/> 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの
	熟度・緊急性	新規・継続	継続		
		事業詳細・手段	下野市内に住所のある労働者を常用雇用者として期間の定めなく雇用した場合で、6か月以上雇用している事業主に奨励金を交付する。		
	効率性	市の関与のあり方	市が事業主体		
		事業量・頻度	奨励金の額(1人当たり) 雇用開始日 H22.10.1～H23.3.31 10万円 H23.4.1～ 20万円		
		総事業費(経費内訳)	雇用促進奨励費補助金 5,000千円		
	年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	158
		0	5,000		

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
○	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



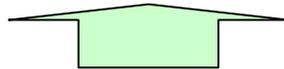
事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>雇用支援対策費は、市内在住者の雇用機会の増大と安定を図るため、雇用主に対して奨励金を交付する事業です。景気低迷の中で起こった大震災の影響も考慮すると必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>	
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業の縮小は、厳しい社会経済情勢の中では、事業所は仕事量の減少による経営悪化が進み、市民は雇用の機会が得られず、さらに景気が落ち込む可能性があります。</p>	
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>	<p>高い <input type="checkbox"/></p> <p>低い <input checked="" type="checkbox"/></p>
	<p>事業実施の必要性は高い状況にありますが、今後の景気動向等に注視し、適切な対策を実施していきます。</p>	

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	まちづくり交付金事業(仁良川地区)		所管部課	建設水道部	区画整理課	
意 図	仁良川地区内は、狭隘道路が多く車両等もすれ違えない状況にあることから、道路を整備することにより、防災上の安全性・住民生活の安心感、児童生徒の登下校の安全性の向上を図ります。また、公園を整備することにより、子供達が自由に遊べる場を提供し保護者の安心感の向上を図ります。					
事業概要	仁良川地区土地区画整理地内の区画道路、公園、第二工区の調整池の機能を持つ(仮称)ふれあい緑地公園を、補助事業である「まちづくり交付金事業」を活用して整備する。					
事業内容	必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
		根拠法令等	都市再生特別措置法			
		事業種別	市単独事業	<input type="radio"/> 施設整備や基盤整備等の建設事業	<input type="checkbox"/> 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
	熟度・緊急性	新規・継続	継続			
		事業詳細・手段	仁良川地区土地区画整理事業地内の区画道路を、公共施設管理者負担金制度を取り入れ、道路事業として整備する。 地区内の街区公園、(仮称)ふれあい緑地公園の整備、及び移転世帯が利用する仮設住宅を建設する。			
	効率性	市の関与のあり方	事業主体は市である。			
		事業量・頻度	まちづくり交付金事業(仁良川地区) 平成24年度 道路築造工事 9路線 (仮称)ふれあい緑地公園整備 A=19,500㎡ 仮設住宅設置 2棟 防犯灯設置 公共施設管理者負担金(用地費、移転費相当分)			
		総事業費(経費内訳)	まちづくり交付金事業(仁良川地区) 事業期間 平成20年度～平成24年度 計画区域 仁良川地区土地区画整理事業地内及び隣接区域 道路築造工事(36路線) 283,000千円 公園整備(街区公園2箇所) 30,000千円 (仮称)ふれあい緑地公園整備(A=19,500㎡) 200,000千円 仮設住宅設置(2棟) 25,000千円 道路照明灯設置 3,000千円 防犯灯設置 1,000千円 公共施設管理者負担金(用地費、移転費相当分) 693,000千円			
	年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	179	
		176,283	228,275			

○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>まちづくり交付金事業は、補助金を活用して仁良川地区土地区画整理事業等を行うものです。仁良川地区土地区画整理事業は、居住環境の向上と良好な宅地の供給を図るものとして実施していますが、厳しい市の財政事情において補助金が活用できる事業は重要であり、必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>	
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業は、平成20年度に事業期間を5年間として都市再生整備計画の採択を受けた国庫補助事業であり、期限内の事業の完了が望まれます。事業の縮小は仁良川地区土地区画整理事業の整備全体の進捗に影響を及ぼすため、計画的に進める必要があります。</p>	
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業は、仁良川地区土地区画整理事業の早期完成のため、まちづくり交付金の整備計画対象事業を適宜見直しながら推進します。</p>	

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	市道南12号線道路整備事業		所管部課	建設水道部	建設課
意 図	生活道路の整備 旧南河内町の頃から道路整備要望書が提出されている路線であるため、現況4mの幅員を6mに拡幅改良し、地域住民の生活環境の向上を図る。				
事業概要	(市単)道路改良工事				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	章 3 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり	節 2 人に優しい交通環境の整備	施策 1 道路・橋梁の整備	
	事業種別	<input type="radio"/> 市単独事業	<input type="radio"/> 施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
事業内容	新規・継続	継続			
	事業詳細・手段	①用地測量・調査・設計等一式を実施する。 ②用地買収・物件移転の補償 ③道路拡幅及び側溝の整備			
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体となる。			
	事業量・頻度	整備延長 L=200m W=6.0m 事業期間 H21～25年度			
	総事業費(経費内訳)	全体事業費 55,000千円 委託料(測量設計) 2,835千円 (H21) 委託料(補償算定) 1,000千円 (H22) 委託料(用地測量) 1,800千円 (H22) 用地費 2,000千円 (H23) 補償費 7,000千円 (H23) 工事費 40,000千円 (H24～25)			
年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	194	
	2,604	9,000			

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
○	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点	
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>
	<p>市道南12号線道路整備事業は、側溝が未整備のため降雨時に周辺住宅等への影響が避けられないため、その解消が求められています。また、生活道路であるが幅員が狭いことにより緊急車両の通行に支障が出ているため車道整備もあわせて行う必要があり、総合計画に位置づけられています。</p>
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>
	<p>この事業は、平成21年度からの継続事業で平成25年度で完了の予定です。事業の縮小は、周辺住宅への影響が続き、市民サービスの低下につながるため、計画的に進める必要があります。</p>
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>
	<p>この事業は、事業費を抑えるため、地元と調整しながら片方の畑側に拡幅用地をあてるなどの経費削減を実施し、計画どおりに実施していきます。</p>

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	市道石2-15号線道路整備事業		所管部課	建設水道部	建設課
意 図	宇都宮市とのアクセス道路でもあることから、拡幅して生活環境の向上を図る。				
事業概要	(市単)道路改良事業				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	道路法			
	事業種別	<input type="radio"/> 市単独事業	<input type="radio"/> 施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
事業内容	新規・継続	継続			
	事業詳細・手段	調査・測量・設計の実施			
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体となる。			
	事業量・頻度	整備延長L=500.0m W=10.0m			
	総事業費(経費内訳)	全体事業費 178,000千円 委託料 15,000千円 (H23) 用地費 13,000千円 (H24~25) 補償費 30,000千円 (H24~25) 工事費 120,000千円 (H25~26)			
年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	207	
	0	8,000			

○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



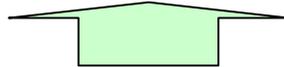
事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>市道石2-15号線道路整備事業は、宇都宮市側からの土地改良事業により拡幅整備された道路の延長であり、路面状況も悪く、補修費の増大も懸念されており、道路整備の期待も高く、生活環境の向上を図るためにも整備する必要がある、総合計画に位置づけられています。</p>	
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業は、宇都宮地区の土地改良事業の整備計画と整合性を図りながら計画的に実施する必要があります。</p>	
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業は、宇都宮地区の道路整備と整合性を図りながら、法線や幅員、国庫補助の導入など検討しながら、計画どおりに実施していきます。</p>	

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	市道国5058号線道路整備事業		所管部課	建設水道部	建設課								
意 図	地元要望による歩道整備及び道路改良。国分寺西小学校へ通学する児童の安全を確保する。												
事業概要	(市単)道路改良事業												
事業内容	必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている										
		根拠法令等	道路法										
		事業種別	<input type="radio"/> 市単独事業	<input type="radio"/> 施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの								
	熟度・緊急性	新規・継続	継続										
事業詳細・手段		①工事実施に向けて調査測量設計。 ②工事積算後、工事発注。											
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体となる。											
	事業量・頻度	歩道整備・道路改良 延長L=700m											
	総事業費(経費内訳)	<table border="0"> <tr> <td>総事業費</td> <td>110,000千円</td> </tr> <tr> <td>調査測量設計</td> <td>12,000千円</td> </tr> <tr> <td>用地費</td> <td>8,000千円</td> </tr> <tr> <td>補償費</td> <td>10,000千円</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>80,000千円</td> </tr> </table>			総事業費	110,000千円	調査測量設計	12,000千円	用地費	8,000千円	補償費	10,000千円	工事費
総事業費	110,000千円												
調査測量設計	12,000千円												
用地費	8,000千円												
補償費	10,000千円												
工事費	80,000千円												
年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	209									
	4,914	7,000											

○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>市道国5058号線道路整備事業は、児童の通学路としているが抜け道として使用する車両があり、安全確保のための歩道整備及び道路改良を実施する事業です。通学路の安全確保については地元をはじめ、議会や教育委員会からも要望があることなどからも整備の必要性があり、総合計画に位置づけられています。</p>	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>この事業の縮小・廃止は、通学する児童の安全確保が難しくなり、市民サービスの低下につながるため、計画的に進める必要があります。</p>	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p> <p>この事業は、整備手法や国庫補助の導入など検討しながら、早期に完成させる必要があります。</p>	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	下古山地内公園整備事業		所管部課	建設水道部	都市計画課
意 図	下古山区画整理事業地内の宅地化の進展に合わせて、住民の生活環境を高めるため公園の整備を図る。				
事業概要	下古山近隣公園及び街区2号公園の整備。				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	章 3 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり	節 3 うるおいのある緑環境の整備	施策 1 公園・緑地の整備	
	事業種別	市単独事業	<input type="radio"/> 施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
事業内容	新規・継続	継続			
	事業詳細・手段	下古山近隣公園及び街区2号公園については、土地区画整理事業により造成工事まで完了しているため、現状を生かした整備工事を行う。			
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体			
	事業量・頻度	街区2号公園(敷地面積 2,200㎡) 遊具一式、植栽一式 等  下古山近隣公園(敷地面積 8,500㎡) 遊具一式、植栽一式 等 トイレ1基、四阿、駐車場 等			
	総事業費(経費内訳)	下古山地内公園整備事業 47,000千円 (内訳) H23 街区2号公園事業費 8,000千円 H24 街区2号公園事業費 9,000千円 H25 下古山近隣公園事業費 30,000千円			
年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	216	
	0	8,000			

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
○	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点				
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table> <p>下古山地内公園整備事業は、区画整理事業の完了と周辺の宅地化の進展に伴い2か所の公園を整備するものです。公園は、良好な景観を形成するとともに、自然とのふれあい、休息、散歩、スポーツ・レクリエーションなどの場として、また、大地震などの災害時の避難場所として活用されるなど、環境保全や防災面からも多くの機能を有しています。市民の生活環境の向上を図るためにも必要で、総合計画に位置づけられています。</p>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い
高い	<input checked="" type="checkbox"/>			
低い	<input type="checkbox"/>			
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table> <p>この事業は、土地区画整理事業により造成工事まで完了しています。既に公園として一部利用されていますが、トイレ等の施設も無く利用に不便をきたしています。整備が行われない場合は、公園本来の機能が十分に果たせないとともに、憩いの場、コミュニティ活動の場としての有効活用も阻害されてしまうため、整備する必要があります。</p>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い
高い	<input checked="" type="checkbox"/>			
低い	<input type="checkbox"/>			
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table> <p>この事業は、現状を生かした公園として必要最小限の整備であり、計画どおりに完成させる必要があります。</p>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い
高い	<input checked="" type="checkbox"/>			
低い	<input type="checkbox"/>			

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	水道施設維持管理事業		所管部課	建設水道部	水道課						
意 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門知識のある者が行うことにより、異常・故障等の早期発見が可能となる。</li> <li>・民間企業の活力・技術力等を活用し、事業の安定運営を図る。</li> <li>・将来に亘り良質な水道水を供給する施設の維持管理の強化を図る。</li> </ul>										
事業概要	水源及び配水施設設備の維持管理業務。										
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている									
	根拠法令等	章 5	節 3	施策 1	5 豊かな自然と調和した快適な安全でまちづくり 3 快適な水環境の形成 1 上水道の整備						
事業種別	事業種別	○ 市単独事業		施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの						
	新規・継続	継続									
事業内容	事業詳細・手段	① 水道水の水質検査及び水道施設設備の点検を実施する。 ② 水道施設及び敷地内樹木等の管理を実施する。 ③ 配水施設等の清掃を実施する。									
	市の関与のあり方	市が事業主体。									
効率性	事業量・頻度	内訳 水質検査 原水33箇所、浄水6箇所 配水池清掃 3箇所 自家発保守 配水場5箇所、井戸6箇所 受電設備清掃 配水場3箇所 水道施設管理 配水場6箇所、取水施設33箇所 施設警備 配水場6箇所 樹木管理 配水場6箇所	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>配水場</td> <td>井戸</td> </tr> <tr> <td>水道施設</td> <td>6</td> <td>33</td> </tr> </table>				配水場	井戸	水道施設	6	33
		配水場	井戸								
水道施設	6	33									
総事業費(経費内訳)	平成24年度 総事業費 39,160千円 水質検査業務 5,800千円 配水池等清掃業務 8,169千円 自家発保守点検業務 1,583千円 水道施設維持管理業務 15,750千円 施設警備業務 3,679千円 水道敷地樹木管理 4,179千円										
年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	415							
	37,065	39,160									

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
○	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点	
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>
	<p>水道施設維持管理事業は、長期的に使用している水道施設の機能低下等を点検により発見し、早期の修繕に対応して安全な水道水を安定的に供給するための重要かつ必要な事業です。また、計画的に機器等の更新をしていかなければならない。</p>
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>
	<p>この事業の縮小は、安定的な水道水の供給に支障が生じ、施設の障害は長期的な市民生活に重大な影響を与える場合があります。また、法で定められた水質検査等は必ず実施しなければなりません。</p>
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>
	<p>この事業では、水道用機械や電気設備管理業務を民間事業者へ委託し、業務の効率化を図っている。今後も、さらに効率的な事業運営に取り組みたい。</p>

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	健康づくりトレーニング事業		所管部課	健康福祉部	健康増進課
意 図	健康づくりに有効といわれる有酸素運動や筋力トレーニングなどを中心とする運動指導実践事業であり、市民の生活習慣等の疾病予防や健康増進及び介護予防を目的としています。				
事業概要	健康づくりのための運動指導実践事業であり、市民の生活習慣等の疾病予防や健康増進及び介護予防を目的としています。				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	章 4 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり	節 1 生涯健康のまちづくり	施策 2 健康づくりの推進	
事業種別	事業種別	○ 市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
	新規・継続	継続			
事業内容	事業詳細・手段	トレーニング事業については、専門業者に委託しています。 トレーニング機器等については、市が管理しています。			
	市の関与のあり方	市が事業実施主体ですが、トレーニング事業については、専門業者に委託しています。			
効率性	事業量・頻度	トレーニング事業：専門業者に委託。 トレーニング室利用のための講習会（月1回）の広報。 トレーニング機器の管理。老朽化に伴う機器更新計画の作成予定。 トレーニング利用者数：平成22年度 29,575人 （平成23年度年間延べ見込み：30,200人）			
	総事業費（経費内訳）	消耗品費	364千円	修繕料：機器の修繕	300千円
		委託料：トレーニング事業委託料	16,484千円	借上料：トレーニング機器借上料	619千円
		合計	17,767千円		
年度別事業費	平成22年度 決算（単位：千円）	平成23年度 決算見込（単位：千円）	事務事業番号	226	
	18,073	17,767			

○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかも判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>健康づくりトレーニング事業は、市民の生活習慣病予防や介護予防のため実施する事業です。高齢者の利用率が高く、医療費や介護認定の抑制効果があると思われるため必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>	
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業を推進し、健康増進事業からトレーニング事業につなげていくことは重要です。事業の縮小は高齢福祉の後退につながる恐れがあります。</p>	
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業の実施においては、利用者からの意見等を事業に反映するなど、利用実態等を精査しながら事業を進めていきます。</p>	

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	健康増進事業	所管部課	健康福祉部	健康増進課
意 図	市民の生活習慣病予防を積極的に推進することで、市民の健康寿命の延伸、医療費の抑制、生活の質の維持・向上が期待できます。幸せを実感できる市民の増加を図ることを目的としています。			
事業概要	健康しもつけ21プランの推進を図ります。健康相談、健康教育、骨密度検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、クレアチニン検査、特定健診の詳細項目等を実施しています。			
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている		
	根拠法令等	章 4 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり	節 1 生涯健康のまちづくり	施策 2 健康づくりの推進
	事業種別	○ 市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの
事業内容	熟度・緊急性	新規・継続 継続 老人保健法が廃止となり、平成20年度より従来老人保健事業として実施していた事業を、健康増進事業として位置づけ、21プラン関連事業の推進、健康教育、健康相談、栄養相談、肝炎ウイルス検診、骨密度検査、歯周疾患検診の事業を実施する。		
	市の関与のあり方	市が事業実施主体です。		
効率性	事業量・頻度	◆平成21年度より特定健診の詳細項目は国保加入者のみに健康増進事業として実施している。また腎機能検査(クレアチニン)を実施し指導を行い、糖尿病合併症による人透析患者を早期対応し医療費抑制を期待する。 骨密度測定 560人(見込み) 歯周疾患検診 100人(見込み) 腎機能検査 2,000人(見込み) 肝炎ウイルス検診 1,000人(見込み) ◆子育て世代からの生活習慣病対策の教室を行い、将来、メタボリックシンドロームにならないように支援する。		
	総事業費(経費内訳)	賃金:健康教育等専門職 144千円 消耗品費:教材等 150千円 印刷製本費:歯周疾患検診受診券 63千円 賄材料費:実習材料代 150千円 委託料:肝炎ウイルス検診、骨密度測定、歯周疾患検診、特定健診詳細項目等 10,257千円 交付金:県医師会、歯科医師会協力費 282千円 償還金利子及び割引料 50千円 合計 11,096千円		
年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	233
	8,959	11,096		

○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>健康増進事業は、市の健康しもつけ21プランを推進し、市民の健康寿命の延伸等、生活の質の維持・向上を図ることを目的とした事業です。老人保健法が廃止となったことにより、生活習慣改善が重視されてきたため必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>この事業は、生活環境の改善や医療の進歩により飛躍的に伸びた長寿社会の中で、健康寿命を延伸することが医療費抑制等につながるため、この事業の縮小は高齢化社会における医療費の負担増が懸念されます。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p> <p>健康増進事業補助金を活用し受診者増を図るとともに、相談事業や健康教育事業は保健師・管理栄養士で行うなど、委託費用を抑制しながら事業を進めています。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">高い</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">低い</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	子育て支援センター事業		所管部課	健康福祉部	子育て支援センター
意 図	少子化、核家族が増えた現代、母親が子育てに悩み不安を抱えることで、ストレスから虐待につながる。母親に育児支援をすることで、子育ての悩み不安の解消を図る。				
事業概要	地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るため、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、保育資源の情報提供等、並びに家庭的保育を行う者への育児支援を行う。				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	章 4 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり	節 2 支え合いのまちづくり	施策 1 児童福祉・子育て支援	
事業種別	事業種別	○ 市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
	新規・継続	継続			
事業内容	事業詳細・手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門講師による特別活動(子育て講演会、リトミック、親子体操、赤ちゃん教室、食育栄養講習会等)を実施する。</li> <li>・毎週木曜日の午前と午後定例活動として、地域の子育て中の親子に交流のため遊びの提供をする。</li> <li>・毎月2回子育てのサロンとして、絵本の読み聞かせのあと、主任児童委員の方を交えて子育ての不安や悩み相談を行う。</li> <li>・年2回子育て支援センターのない石橋地区に出向き出前サロンを行う。</li> <li>・年2回パパ教室を行う。</li> <li>・オピニオンリーダーによる土曜開設をする。</li> </ul>			
	市の関与のあり方	市が事業主体			
効率性	事業量・頻度	事業数 ・専門講師による特別活動事業 子育て講演会(1回) リトミック(2回) 赤ちゃん教室(2回) 親子体操(3回) 食育栄養講習会(1回) 音楽鑑賞(1回) ・出前サロン事業(職員が石橋地域に出向く)(年2回) ・パパ教室事業(職員)(2回)	・絵本の読み聞かせ、子育てサロン(職員、主任児童委員)(月2回) ・定例活動事業(職員)(毎週木曜日 午前・午後2回) ・育児相談(職員) 利用者数 42人/日 育児相談件数 6件/日 開館日数 288日		
	総事業費(経費内訳)	子育て支援センター事業費(合計) 1,093千円 (内訳) 報償費 561千円 需用費 497千円 役務費 5千円 原材料費 30千円 臨時職員賃金(2人分) 3,915千円			
年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	278	
	1,061	5,008			

○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



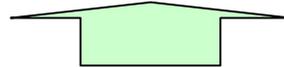
事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>子育て支援センター事業は、育児不安や育児負担感を持つ親の相談指導や子どもと参加する各種活動を実施し、ストレス解消による乳幼児等の虐待を防止するなど必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">高い</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">低い</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>この事業は、家庭や地域の育児力の低下を補完し、子どもの健やかな育ちを促進するもので、事業の縮小は子育て環境の悪化につながり、虐待が増加する恐れがあります。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">高い</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">低い</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p> <p>この事業は、地域全体で子育てを支援するものであり、地域のたくさんの方に利用してもらうため、活動内容を啓発しながら実施していきます。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">高い</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">低い</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	高い	<input checked="" type="checkbox"/>	低い	<input type="checkbox"/>
高い	<input checked="" type="checkbox"/>					
低い	<input type="checkbox"/>					

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	吉田保育園事業	所管部課	健康福祉部	吉田保育園																			
意 図	この事業を行うことにより保護者の多様な保育ニーズに対応し、質の高い保育サービスを提供するとともに、児童の発達段階に則した遊びや体験を通し、基本的な生活習慣の習得や集団生活による社会性を身につけさせ、児童の心身ともに健やかな成長を図る。																						
事業概要	乳幼児の保育																						
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている																					
	根拠法令等	児童福祉法、下野市保育園設置条例																					
	事業種別	○ 市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの																			
事業内容	新規・継続	継続																					
	事業詳細・手段	保護者が就労等により保育することができない乳幼児を日中預かり、保育を実施する。 (通常保育、延長保育、軽度障害児保育)																					
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体となって、下野市保育所における保育に関する条例に基づき、乳幼児を保育している。																					
	事業量・頻度	通常保育(定員60名) 受入年齢(生後5ヶ月～) 延長保育(月平均7人利用) 保育園行事(運動会、クリスマス会等)																					
	総事業費(経費内訳)	<table border="0"> <tr><td>報酬</td><td>186千円</td></tr> <tr><td>報償費</td><td>150千円</td></tr> <tr><td>旅費</td><td>23千円</td></tr> <tr><td>需用費</td><td>6,809千円</td></tr> <tr><td>役務費</td><td>151千円</td></tr> <tr><td>委託料</td><td>757千円</td></tr> <tr><td>使用料及び賃借料</td><td>210千円</td></tr> <tr><td>原材料費</td><td>12千円</td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td>46千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>8,344千円</td></tr> </table>			報酬	186千円	報償費	150千円	旅費	23千円	需用費	6,809千円	役務費	151千円	委託料	757千円	使用料及び賃借料	210千円	原材料費	12千円	備品購入費	46千円	計
報酬	186千円																						
報償費	150千円																						
旅費	23千円																						
需用費	6,809千円																						
役務費	151千円																						
委託料	757千円																						
使用料及び賃借料	210千円																						
原材料費	12千円																						
備品購入費	46千円																						
計	8,344千円																						
年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	280																			
	9,690	8,344																					

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
○	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業

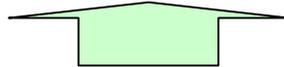


事業推進方針判断に際しての3つの視点	
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>
	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p> <p>保育園事業は、就労等により日中児童を保育できない保護者の児童を預かり、保育ニーズに対応した質の高い保育サービスを提供する事業で必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>
	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p> <p>この事業の縮小は、共働きが増加する状況の中で、待機児童が増加し、児童福祉の後退につながる恐れがあります。</p>
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>
	<p>高い <input type="checkbox"/></p> <p>低い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>保育園は、他市町で実施している民間への移管等を検討しながら、適切な運営を実施していきます。</p>

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	日常生活用具給付等事業	所管部課	健康福祉部	社会福祉課
意 図	日常生活用具を給付することにより、障害者、障害児やその家族の生活支援及び福祉の向上を図る。			
事業概要	重度の身体・知的・精神障害者・障害児に対し、手すり、スロープ等の日常生活用具の給付を行う。			
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている		
	根拠法令等	章 4 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり	節 2 支え合いのまちづくり	施策 2 障害者福祉
	事業種別	市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの
事業内容	新規・継続	継続		
	事業詳細・手段	重度の身体、知的、精神障害者、障害児を対象に、給付準額の1割を自己負担いただき、特殊ベッド、手すり、スロープ、住宅改修等のサービスの提供を行う。		
効率性	市の関与のあり方	市が実施主体となって、下野市地域生活支援事業実施要綱に基づき、障害者等に対して、日常生活用具を提供する。		
	事業量・頻度	平成22年度実績 ・介護訓練支援用具(6名) 701千円 ・自立生活支援用具(15名) 637千円 ・在宅療養等支援用具(3名) 129千円 ・情報通信支援用具(15名) 812千円 ・排泄管理支援用具(839名) 8,174千円 ・住宅改修費(1名) 400千円 計 10,853千円		
	総事業費(経費内訳)	平成24年度予定 扶助費 11,000千円 ・介護訓練支援用具(5名) 670千円 ・自立生活支援用具(15名) 500千円 ・在宅療養等支援用具(3名) 130千円 ・情報通信支援用具(20名) 1,000千円 ・排泄管理支援用具(850名) 8,300千円 ・住宅改修費(1名) 400千円		
年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	304
	10,853	10,762		

○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



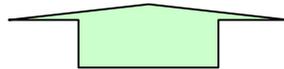
事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>日常生活用具給付等事業は、重度の身体・知的・精神障害者・障害児に対して、日常生活用具等の助成を行う事業で必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>	
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業を提供することにより、障がい者本人はもとより、家族への支援として福祉の向上が図られ、事業の縮小は福祉サービスの後退につながる恐れがあります。</p>	
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業により福祉用具を給付することは、障がい者の自立を促すこととなり、将来的な市の負担を軽減することができます。</p>	

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	こばと園事業	所管部課	健康福祉部	こばと園	
意 図	軽度発達障害の子どもたちを早い時期に療育に向ける重要性が叫ばれ、早く療育するか否かにより発達に違いが出ている状況であるため、適切な療育を実施し集団生活が送れるよう支援をしている。また、就園、就学後も学校、幼稚園等と連携を取りながら支援している。				
事業概要	発達が気になる未就学児、小学生に個別、グループ療育を通して発達を支援する。				
事業内容	必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている		
		根拠法令等	(国)障害者自立支援法 (市)こども発達支援センター条例		
		事業種別	○ 市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの
	熟度・緊急性	新規・継続	継続		
		事業詳細・手段	発達が気になる未就学児、小学生を対象に個別支援計画を作成し、それをもとに療育を実施し日常生活における基本的動作の指導。集団への適応訓練などを行う。保健、医療、教育も含めた支援システムの構築に向け関係機関との連携を図る。		
	効率性	市の関与のあり方	市が事業主体		
		事業量・頻度	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで月曜日から金曜日の毎日開園。 午前9時から午後5時までの療育。 一日6単位に分かれていて利用定員は、一日15名。個別支援計画を作成し、一人ひとりの成長に合わせた療育を促している。 言語聴覚士、作業療法士、心理士、音楽療法士など専門スタッフも関わっている。  23年7月1日現在契約児童数 幼児クラス 63名(内訳上三川町17名、下野市46名) 小学生クラス 76名(内訳上三川町21名、下野市55名)		
		総事業費(経費内訳)	平成24年度事業費内訳 総事業費 14,100千円 (内訳) 報酬 181千円 賃金 9,800千円 報償費 197千円 需用費 1,103千円 役務費 133千円 委託料 2,240千円 賃借料 206千円	備品購入費 230千円 負担金 10千円	
	年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	319
		3,915	13,879		

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
○	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



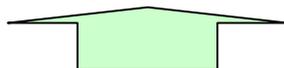
事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>こばと園事業は、発達が気になる未就学児、小学生に対し、適切な療育を行うなど発達を支援する事業です。発達障害の子どもは1クラスに6%在籍しているといわれており、必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>	
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業は、早期療養の必要性のある発達が気になる子どもたちの支援の場を提供し、集団の中でスムーズに生活できるようサポートしていく重要な役割となっており、事業の縮小は集団の場への適応が難しくなり、発達の目をつんでしまうこととなります。</p>	
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>	<p>高い <input type="checkbox"/></p> <p>低い <input checked="" type="checkbox"/></p>
	<p>この事業は、保険、医療、教育を含めた関係機関との連携を図り、実績を把握しながら、今後は必要に応じ定数変更の管理も行っていきます。</p>	

平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	配食サービス事業	所管部課	健康福祉部	高齢福祉課	
意 図	概ね65歳以上の高齢者等で、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により調理が困難な方に対して、食事の確保と安否の確認を行うことにより、栄養面の改善により健康を維持し、よって在宅生活が助長され、介護保険料の軽減が図られる。				
事業概要	ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯に対し、週3回を限度に、昼食時にお弁当を配達する。				
事業内容	必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている		
		根拠法令等	下野市配食サービス事業実施要綱		
		事業種別	○ 市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの
	熟度・緊急性	新規・継続	継続		
		事業詳細・手段	お弁当の製造と配達及び利用者の健康状態や安否の確認を専門の事業者にて委託して実施する。市は事業所の報告により、利用者の緊急時の対応を行う。		
	効率性	市の関与のあり方	市が事業実施主体となり、市の配食サービス事業実施要綱に基づき専門の事業者にて委託する。		
		事業量・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 138名(平成23年9月現在)</li> <li>・配食数 1,454食/月(平成23年9月現在)</li> <li>・利用料 1食あたり 600円(うち200円を利用者が負担)</li> </ul>		
		総事業費(経費内訳)	平成23年度 配食サービス事業委託料 7,047千円  ・精算見込み金額 市負担 400円/1食 × 1,468食 × 12ヶ月 = 7,046,400円		
	年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	321
		6,559	7,047		

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
○	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>配食サービス事業は、一人暮らしの高齢者等でバランスのとれた食事の確保が困難な方に、健康維持のために昼食の提供と安否確認のため実施するもので、必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>	
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業は、独居高齢者が増加する中で、孤独死等の防止を重要課題として実施するため、事業の縮小は健康維持が図れなくなり、孤独死発生要因を増加させることとなります。</p>	
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>	<p>高い <input type="checkbox"/></p> <p>低い <input checked="" type="checkbox"/></p>
	<p>事業実施においては、委託事業所間の均衡と質の向上を目指しながら、一人暮らしの高齢者等の生活支援事業として推進していきます。</p>	

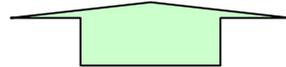
平成23年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	ねたきり老人等紙おむつ購入券給付事業	所管部課	健康福祉部	高齢福祉課
意 図	ねたきり高齢者及びその家族に対して経済的支援を行うことにより、福祉の向上と在宅介護の継続を進めて、介護保険料の抑制を図る。			
事業概要	ねたきりで紙おむつを使用する高齢者等に、月額3,000円分の紙おむつ購入券を給付する。			
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている		
	根拠法令等	下野市ねたきり老人等紙おむつ購入券給付事業実施要綱		
事業種別	○ 市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
	新規・継続	継続		
事業内容	事業詳細・手段	<p>民生委員の状況確認による申請により購入券を交付する。 毎月、民生委員より翌月分の購入券(月額3,000円分)を交付する。 市は、購入券取扱い店と協定書の締結と精算を行う。</p> <p>・対象者 {</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上で、ねたきりの状態及び認知症のため常時紙おむつを使用している方</li> <li>・身体障がい児(者)手帳1・2級、または療育手帳の交付を受け、常時紙おむつを使用している方</li> </ul>		
	市の関与のあり方	市が実施主体となり、市のねたきり老人等紙おむつ購入券給付事業実施要綱に基づき、購入券を交付する。		
効率性	事業量・頻度	<p>・給付者数 270名(平成23年9月現在)</p> <p>内訳 {</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者 241名</li> <li>障がい児(者) 29名</li> </ul> <p>・上半期精算枚数 240枚/月平均</p>		
	総事業費(経費内訳)	<p>平成23年度 紙おむつ購入券給付事業 8,947千円</p> <p>・精算見込み金額 3,000円×248.5枚×12ヶ月=8,947,000円</p>		
年度別事業費	平成22年度 決算 (単位:千円)	平成23年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	330
	8,768	8,947		

事業推進方針

[ねたきり老人等紙おむつ購入券給付事業 - 330 - 高齢福祉課]

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
○	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業は、在宅介護の推進を図るため、ねたきり老人等に対し、紙おむつ購入券を給付する事業です。介護している家庭に対し経済的な支援を行うことは、福祉の向上のため必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>	
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い <input type="checkbox"/></p>
	<p>この事業の縮小・廃止は、在宅介護の推進が図れなくなり、介護保険サービスの利用増につながる恐れがあります。</p>	
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p>	<p>高い <input type="checkbox"/></p> <p>低い <input checked="" type="checkbox"/></p>
	<p>この事業の実施においては、利用実態などを精査し、事業計画などを見直しながら推進していきます。</p>	